

第3回向日市総合計画等外部評価委員会 議事要点録

○ 日 時 平成24年11月21日（水）午後2時から午後4時10分まで

○ 場 所 向日市役所 大会議室

○ 出席者

（委員） 齋藤委員、香本委員、岡山委員、原田委員

（説明員）

重点施策	担当部局		出席者	
火災予防意識の徹底	市民生活部	防災安全課	中村次長	木村部主幹
			西脇課主幹	
介護予防の総合的な推進	健康福祉部	高齢介護課	鈴木次長	小田課長
			細川係長	
自立生活を支援する体制づくり	健康福祉部	高齢介護課	鈴木次長	小田課長
			細川係長	
障がい者福祉の充実	健康福祉部	障がい者支援課	鈴木次長	野田課長
			芦部係長	八木係長

（事務局） 物部市長公室次長兼企画調整課長、安田課長補佐、山田主査、
上野主査

○ 傍聴者 なし

○ 内 容

1 議 題

（1）重点施策評価に係る説明について

資料「向日市総合計画等外部評価委員会における施策評価の実施について」に基づき、事務局から実施目的及び実施方法を説明した。

（2）重点施策評価

- ①火災予防意識の徹底
- ②介護予防の総合的な推進
- ③自立生活を支援する体制づくり
- ④障がい者福祉の充実

【意見の要旨】

①火災予防意識の徹底（事業担当：防災安全課）

担当者：【施策の概要について説明】

委員：②住宅用火災警報器の設置で、向日市の設置率は40%上昇し、80%となったが、目標が100%であるからD判定であるのか。

担当者：法律で新築の建物については設置が義務化されており、既存住宅については5年の猶予措置があった。市民まつり等で啓発を行っていたが、5年目が差し迫ってきたことから、区長会等に協力をさせていただき、共同購入を推し進めた結果、設置率が大幅に上昇した。

昨年6月以降、設置していない住宅は罰則等ないが、違反状態である。

高齢者、独居老人宅では、器具を買っていただければ取り付けは消防で無料に行うなど、100%を目指し、防火訪問、消火実験会、市民まつり等の機会を通じて引き続き普及啓発に努めている。

委員：40%上昇は評価できるが少しスタートが遅れたということか。

担当者：その通りであり、目標である100%ではないのでD判定としている。

委員：取組事業①②⑤は定量的に数字が目標になって評価されているが、③④は定性的な評価であるが、具体的に何名参加したなど、数字はないのか。

担当者：女性防火推進委員の制度は平成5年に発足し、任期を2年としており、本年で10期目である。防火教室や救急講習など、年に6回程度の行事を行っており、30名の女性防火推進委員のうち、平均して6～7割が出席している。一人でも多くの人に地域における女性防火リーダー的な経験していただくことを目指しているため、再任はなく、現在までに500名程度の方に経験していただいている。多くの方に訓練や救急講習を体験していただいたことで、防火意識の高揚に効果があったと考えている。

委員：女性以外に対象を広げることはないのか。

担当者：救急講習は女性以外も対象にしており、講習は年7回、向日署では年2回実施している。その他希望があれば10名以上の団体には講習を実施している。そのうち1回が女性防火推進委員の講習である。

委員：救急についてはどうか。

担当者：5000件を超えた。軽傷でも119番通報があり、今後、救急車の適正利用を啓発していく。

委員：健康相談窓口をやっているのか。

担当者：乙訓では無い。

委員：119番通報を減らすため、健康相談窓口がいるのではないか。

担当者：休日診療があるので、そちらを案内している。

119番通報があれば必ず行かなければならない。

委員：火災警報器の未設置世帯が20%あるが、今後どのようにしていくのか。

担当者：違反であるが、罰則がなく、火災を予防する上で危険であると認められない限り、承諾なく家に入ることはできないため、防火訪問や市民まつりで、昨年6月以降に設置していなければ違反状態であることを伝えるなど、地道にPRを行っていく。

【仮判定】

委員全員 A

理由：火災警報器の設置は義務付けられているが、罰則規定はないことから100%の普及は難しいところであるが、懸命に啓発活動を行っている。他の火災予防の取組についても着実に実行されており、引き続き市民への啓蒙と火災警報器設置率100%の普及を実現していただきたいことから。

②介護予防の総合的な推進

担当者：【施策の概要について説明】

委員：生活機能チェック表の回収率はどの程度か。

担当者：約50%である。

65歳以上で介護認定を受けていない方	10,234人
この内、返信があった方	5,942人
この内、検査実施を案内した方	1,271人
この内、検査を希望された方	92人
この内、実際に検査を受診された方	73人

この検査を受診された方々に介護予防事業を受けていただいている。

委員：65歳以上はどの程度おられるのか。

担当者：約12,400人である。

約2,000人が要支援、要介護の認定を受けておられる。

委員：介護予防事業に参加されたことによって、どのぐらいの方が健康を保っておられるかの率は出されているか。追跡調査はしているか。

担当者：率は出していない。

追跡調査はしていないが、悪化したという方はおられない。参加者の改善度を主観的に確認する検査では概ねよくなったとの回答を得ている。

委員：危惧されていることや問題点などはないか。

担当者：似通った事業内容になったことで、参加者が減っていることがあり、参加率を上げることが課題である。

実際に介護予防事業に参加されている方が100人弱であり、近隣市町でも似通った傾向であることから、生活機能低下がみられた方をいかに介護予防につなげていくかが大きな課題である。

委員：要支援認定者数が平成22年～23年にかけて上がっているが、どういうことか。

担当者：平成22年度に国が介護認定の基準を変更した結果、これまでであれば要介護1程度に認定される方々が、要支援1もしくは要支援2と認定されたため、増加することとなった。全国的にこのような傾向にある。

委員：介護予防事業の成果と要支援者数、要介護者数を結びつけることは難しいか。

担当者：介護予防事業の参加数が少ない状況であるので、結びつけることは難しい。

【仮判定】

委員全員 A

理由：参加率向上に向けた取り組みを進めており、今後ますます増加する後期高齢者の方々の介護予防を引き続き推進していただきたいことから。

③自立生活を支援する体制づくり

担当者：【施策の概要について説明】

委員：ケースごとに迅速に対応するとは緊急ミーティングのことか。

担当者：そうである。

通報があってから直ちに緊急ミーティングを行い、内容把握を行う。民生委員を通じての対応や警察の同行を求めている対応など、情報収集をしっかり行い、状況を確認した上でどのような対応方法をとっていくかを検討している。

委員：虐待が行われているように見えるが、本人が特に気にしていないような場合、できることはあるのか。

担当者：このようなケースで近所から「確認してほしい」との通報がある場合、訪問や周辺からの情報収集により様子を伺う。しかし、本人に話を聞いてみても、何も言わなかったり、「家族はよくしてくれている」と言われるなど、対応が難しい状況である。行政は強制的に介入できないことから、危険が察知される場合に警察に同行していただける体制を整えておくなどするため、密にネットワーク委員会などで情報交換を行っている。

委員：相談窓口はどのようになっているか。

担当者：電話でも窓口でも対応させていただいている。

委員：すぐに来ていただけるのか。

担当者：協力していただけるのであればすぐに伺うが、匿名を希望される場合は見守りに行くなどして状況の把握に努めている。今のところ、全件対応している。

委員：経済的虐待とはご本人の預貯金を取り上げたり、お金を一切出さなかったりすることなのか。

担当者：ご家族における経済的虐待で多いのは、必要なサービスを受けるための支払い

をしない、衣食住にかかるお金を出さないなどである。

委員：虐待の対応にはどの程度かかるのか。

担当者：対応の期間はケースに応じてまちまちであり、完全に終息するにはかなりの時間がかかる。最近の例では半年で早い方である。多くの場合、介護疲れなど、何らかの理由がある場合がほとんどであり、別途介護サービスを利用しているなどすると落ち着かれる場合も多い。

委員：虐待を受けられた方だけでなく、虐待した方のケアも行っているのか。

担当者：拒否される場合も多く、難しいが、受け入れられるのであれば行っている。

【仮判定】

委員全員 A

理由：虐待を把握し、しっかり対応しているだけでなく、虐待した方に対するケアもしており、今後も引き続き事業継続していただきたいことから。

④障がい者福祉の充実

担当者：【施策の概要について説明】

委員：障がいのある方の家族が高齢になり、要介護状態になった場合はどうなるのか。

担当者：障がい者支援課は障がいのある方の相談が主であり、ご家族の方が要介護になられた場合は、ご家族の方の介護保険の相談となることから、高齢介護課と連携し、ご家庭全体の支援に取り組んでいく。

委員：このような場合、地域包括支援センターとの連携が必要になってくると思うが、今はどのように対応しているのか。

担当者：地域包括支援センター以外にも、居宅介護や相談支援などで関わっている事業所を含めたケース会議などを通して支援に努めている。

委員：ホームヘルパー養成研修2級課程講座を修了された方53名中27名が就職されたとのことであるが、他の方々はどうなったのか。

担当者：乙訓圏域内で就職された方が27名であり、他圏域で就職された方もある。

委員：相談実績で発達障がいの件数が爆発的に増えているが、これは若い保護者の方々が心配で相談されているためであるのか。

担当者：相談者の年代までは把握していないが、発達障がいに関する相談は増えていると報告を受けている。

委員：ここ数年、支援学級に行くラインが不透明であり、発達障がいや学習障がいというあいまいな言葉に不安になられている保護者が多いのではないかと。

担当者：障がい者支援は、当初、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいで始まっている。発達障害者支援法ができたが、定義がはっきりしないこともあり、

サービスの提供については法律で規定されなかったが、障害者自立支援法が改正され、発達障がい者を障がいの定義の中に含めることとされた。

障がい者支援課では、主に障がい福祉サービス等を使われる方への相談に対応している。就学後の発達状況の相談については学校が主に関わっていくことになり、就学前の子どもについては、発達障がいも含めて支援が必要かどうかの早期発見を行うため、健康推進課で発達相談などを行っている。

委員：インテークシートの中身を詳しく説明してほしい。

担当者：従来、相談者の情報を市や相談支援事業所独自の様式で記録していたが、これらを共通様式として、情報共有しやすくした。住所、氏名、相談内容、ご家族の状況等を記録し、今後の支援につなげていくものである。

委員：グループホームの確保をどのように進めていくのか。

担当者：サービス提供事業者の参入が図れるよう、働きかけていく。

委員：障がいのある方が家を改造し、グループホームにすることはできるのか。

担当者：グループホームにするためには、事業所指定を受ける必要がある。

【仮判定】

委員全員 A

理由：インテークシートは非常に良く、これからもこのシートを使い、障がいのみならず、ご家族の支援についても進めていただきたい。また、地域包括支援センターなど、横との連携を図りながら事業を進めていただきたいことから。

4 次回の委員会の開催日程の確認について

第4回委員会は12月26日（水）午後2時から開催予定。